

平成29年度本試験講評

1. 総 評

今年の本試験は、出題形式は例年の傾向を踏襲したものでした。特にサプライズ的な問題はありません。形式としても、5肢択一式問題は、単純正誤形式、組合せ形式のみの出題で、個数問題は1問もありませんでした。記述式もオーソドックスな45マス問題が3問でした。

難易度は、行政法は易しく、民法は難しいというように、科目ごとにバラつきはあるものの、全体をならせば、標準レベルといえます。

科目別・形式別にみると、行政法は、択一、多肢選択式は易しい問題でした。9割程度の得点も可能です。記述式はやや難しく、5割程度得点できればよいといえるでしょう。民法は、択一は非常に難しかったです。3割程度得点できればよいといえます。ただ、その分、記述は易しい問題ですので、8割～9割程度の得点も可能な問題といえます。憲法は標準的、商法は易しいといえます。一般知識は、やや難しめですが、文章理解が容易でしたので基準点のクリアは容易といえます。

択一問題の基本的な問題を確実に拾い、150～160点得点し、多少取りこぼしがあったとしても、記述式が40点程度の得点して挽回できる問題だったといえます。全体の合格率は、昨年の9.95パーセントから、やや上昇し、10～12パーセントぐらいの合格率になるのではないかと予想します。

2. 法令・5肢択一式

【基礎法学】標準

犯罪論に関する問題1がやや難しかったです。法思想に関する問題2はアの法実証主義、ウの自然法の二つが確定できれば、正解できる比較的易しい問題でした。問題2は得点したいところです。

【憲法】標準

憲法は全体としての難易度は標準的でした。問題3－やや難、問題4－やや難、問題5－易、問題6－普通、問題7－易。

問題3は人権享有主体性という典型テーマでしたが、天皇の民事裁判権についての肢4が正解という点でやや難しい問題でした。問題4は奈良県ため池条例事件という有名判例ですが、問われている知識が細かく、やや難しかったといえます。これに対して、問題5は、内閣の基本問題で確実に得点すべき問題です。問題6は予算の法形式、問題7は憲法概念でいずれも基本問題です。

合格のためには、問題5・6・7は確実に得点したい問題でした。

【行政法】易

行政法は典型テーマがほとんどを占め、また条文知識を問う問題が中心でした。難易度も易しく、できれば択一19問中17問、少なくとも15問以上は得点したい問題でした。

問題8～10の一般的な法理論。問題8の「取消しと撤回」の問題については、条文操作をさせる出題形式がやや難しい問題でしたが、取消しと撤回の意味が押さえられていれば、内容的には易しい問題でした。問題9・10は典型テーマです。正解すべき問題です。

問題11～19の行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、はいずれも条文知識を問うもので、問われているテーマも典型的なテーマ、内容的にも易しく、この9問はすべて得点すべき問題でした。

問題20・21の国家賠償法の問題ですが、問題20は1条の判例問題でやや長文の問題ですが易しい問題です。問題21はやや難しい判例穴埋め問題でした。1問は得点したい内容です。

問題22～24の地方自治は、あまり受験生の手が回らない科目ですが、あまり勉強していなくても全問正解可能な、内容的に易しい問題でした。

問題25は、長文かつ判例の並べ替え問題ということで、行政法の中では一番難しい問題といえます。並べ替え自体は易しいのですが、長文問題ということで敬遠したかたもいらっしゃるかもしれません。また、判例独特の言い回しが多く、判例を読み慣れていないと内容を把握するのに時間がかかってしまった方もいらっしゃるでしょう。問題26は行政不服審査法・行政事件訴訟法の教示に関する易しい問題でした。

【民法】難

民法は、近年でも難しい内容になっています。9問中2～3問の得点が目標ラインです。

民法総則分野ですが、問題27の団体に関する問題は応用テーマで、知識的にも難しいといえます。問題28の錯誤は典型テーマではありますが、具体的事例において錯誤になるかどうかを問う判例問題のため、やや難しい問題です。できれば問題28は得点したいところです。

物権分野ですが、変則的に3問（問題30が総則との融合問題、問題33が債権との総合問題でした）の出題となりました。物権の成立に関する問題29は、譲渡担保や明認方法など、発展知識を問う肢があり、やや難しかったです。問題30は総則との融合問題ですが、民法の中では一番易しい問題でした。この問題は得点しなければなりません。問題31は、物権的請求権で難易度は標準的でした。

債権分野ですが、連帯債務についての問題32は標準的な問題でした。これに対して問題33は、賃貸借契約をベースとして、留置権、先取特権の知識や、不当利得に関する判例の知識を問う、非常に難しい問題でした。不法行為の成否に関する判例問題である問題34は、判例自体あまり聞いたことがないものも多く難問です。さらに、相続に関する問題35は、遺言という典型テーマではありますが、遺言の形式という細かい知識について問うもので、これも難問でした。

易しい問題あるいは標準的問題（問題30・31、32）を確実に得点することが重要です。

【商法】易

問題39は難しかったです。ほかの問題は易しい問題ばかりでした。学習量が多くなくても、5問中3問程度の得点が可能な問題であるといえます。

3. 法令・多肢選択式

多肢選択式は易しいという印象です。問題41・43ともに、裁判官の補足意見からの出題でした。補足意見まで読んでいたかはあまりないと思いますが、ただ、文章の内容や空欄の前後の内容から、現場思考で十分対応できる問題でした。ただ、問題41の空欄エ「現実の悪意」は難しかったです。問題42は、行政立法の種類と具体例についての問題で易しい問題でした。ただ、空欄エ「告示」はやや難しかったです。

問題41で6点、42で6点、43で8点、合計20点が目標ラインです。

4. 法令・記述式

記述式ですが、行政法の問題44－やや難、民法の問題45－普通、問題46－易でした。ただ、誰も答えられないような問題ではなく、民法で8割程度、行政法で5割の得点が目標です。

問題44は、平成27年の択一問題で出題された知識ですので、過去問をしっかりと解いている方であれば、容易だった問題です。ただし、過去問をこなしていない場合には、難問の部類だったといえます。

問題45は債権譲渡禁止特約は債権譲渡では基本知識ですが、行政書士試験においては、過去記述式で一度出題されただけという意味では、やや難しいといえます。ただし、TACの予想答練第2回で出題しており、TACの答練を受けた方であれば、比較的容易に解けたと思います。

民法の問題46は不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の要件についての問題でした。非常に易しい問題でした。TACの総合答練第1回の択一問題で出題したところですし、受験生なら皆さん正確な知識を持っているところですので、満点も可能な問題でした。

以上からすれば、民法の問題45、46で30～36点程度、問題44で6～10点程度、合計40点を超える得点も可能な問題でした。

5. 一般知識

一般知識科目ですが、難易度は全体としてはやや難しめですが、基準点を越えるのが難しいかといえば、易しい問題を確実に拾えれば、6～7問正解でき、基準点のクリアは容易です。ただし、それ以上の得点は、確実に14問中7問の得点が目標です。

政治経済問題については、問題47－易、問題48－易、問題49－難、問題50－難、問題51－易、問題52－普通、問題53－難で、7問中3問の得点ができればよいでしょう。

情報系の問題については、個人情報保護法は5月の改正があるため、今年も単体での出題はありませんでした。問題54－やや難、問題55－易、問題56－難、問題57－やや難で、4問中1問、うまくいって2問得点できればベストです。

文章理解の問題は、3問とも易しかったといえます。

高得点を取るのには難しいですが、文章理解3問を正解し、政経情報分野で易しい問題（47、48、51、55）を確実に得点できれば、基準点はクリアできるでしょう。

以上